

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008横第62号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成20年10月14日 20時00分ごろ	
発生場所	宮城県塩釜港東方沖 (概位 北緯37°12.0′ 東経148°17.0′)	
事故等調査の経過	平成20年11月6日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 さと丸、14トン	
船舶番号、船舶所有者等	K02-6301（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	機関長、六級海技士（機関）（機関限定） 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	逆転減速機（クラッチ）の入力軸船尾側軸受焼付き焼損、入力軸折損及び直結潤滑油ポンプ損傷	
事故等の経過	本船は、機関長ほか5人が乗り組み、塩釜港東方沖で操業中、平成20年10月12日10時00分ごろ、逆転減速機（以下「クラッチ」という。）ハウジングのパッキンが切損して潤滑油（以下「L.O」という。）が漏れ始めたことから、14日10時00分ごろ、クラッチにL.Oを補給したが、L.O圧力が十分に上昇しないことから緊急ボルト（非常時に機械的にクラッチ板を前進側に固定するボルト）を締め付けた。主機を減速して僚船と会合し、予備のパッキン1式を受け取って14時00分ごろ交換し終え、緊急ボルトを解除して主機を再始動したものの、L.Oの漏れが続き、16時30分ごろ、再び緊急ボルトを使用して、噴出L.Oをクラッチ油だめに戻す応急配管を設置したうえ、新油を油だめに補給しながら帰航中、20時00分ごろ、突然プロペラの回転が止まった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 次の経過によりクラッチの損傷に至った可能性 があると考えられる。 (1) L.O漏えいでL.Oポンプが摩耗し性能が低下 (2) L.O圧力低下でクラッチに滑りが発生 (3) 緊急ボルトを使用して運転中に軸受などで潤滑 阻害 (4) クラッチ入力軸の船尾側軸受が損傷 (5) 入力軸が折損
原因	本インシデントは、本船が塩釜港に向け帰航中、クラッチのL.O圧力が低下した状態で緊急ボルト使用による運転が続けられたため、クラッチ入力軸の軸受が潤滑阻害されて焼き付いたことにより発生した可能性がある	

	と考えられる。
--	---------